

保証期間変更に関する覚書

野田村（以下「甲」という。）と東日本建設業保証株式会社（以下「乙」という。）は、下記事項について同意することを確認し、本覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

記

第1条 甲は、東日本建設業保証株式会社前払金保証約款第7条の2第1項及び第2項の規定に基づき、乙が工期の変更通知を受けた保証契約については、同条第3項の規定に基づき保証証書記載の保証期間は工期の変更に応じて変更されるものとし、乙がその変更があったことを証する書面を原則として発行しないことに同意する。

第2条 甲は、東日本建設業保証株式会社前払金保証約款特則の2第2条第1項第2号の規定に基づき、乙が工期の変更通知を受けた保証契約については、保証証書記載の保証期間は工期の変更に応じて変更されるものとし、乙がその変更があったことを証する書面を原則として発行しないことに同意する。

第3条 乙は、前2条の場合においては、責任をもってその変更後の保証期間の末日まで保証責任を負うものとし、甲が必要とするときには、直ちに当該変更があったことを証する書面を発行するものとする。

第4条 前3条の取扱いは、平成15年8月1日以降に第1条又は第2条に規定する保証契約に係る保証期間の変更を行うものから適用する。

平成15年7月30日

甲 九戸郡野田村大字野田20-14
野田村長 中川 正勝



乙 盛岡市松尾町17番9号
東日本建設業保証株式会社
岩手支店長 武田 隆夫

